

「オンライン資格確認の導入について」

日本歯科医師会

来年（令和3年）3月より、予定通り
医療機関の窓口においてオンライン資格確認が
スタートします。

7月：支払基金が医療機関・薬局向け専用ポータル
サイトを開設予定

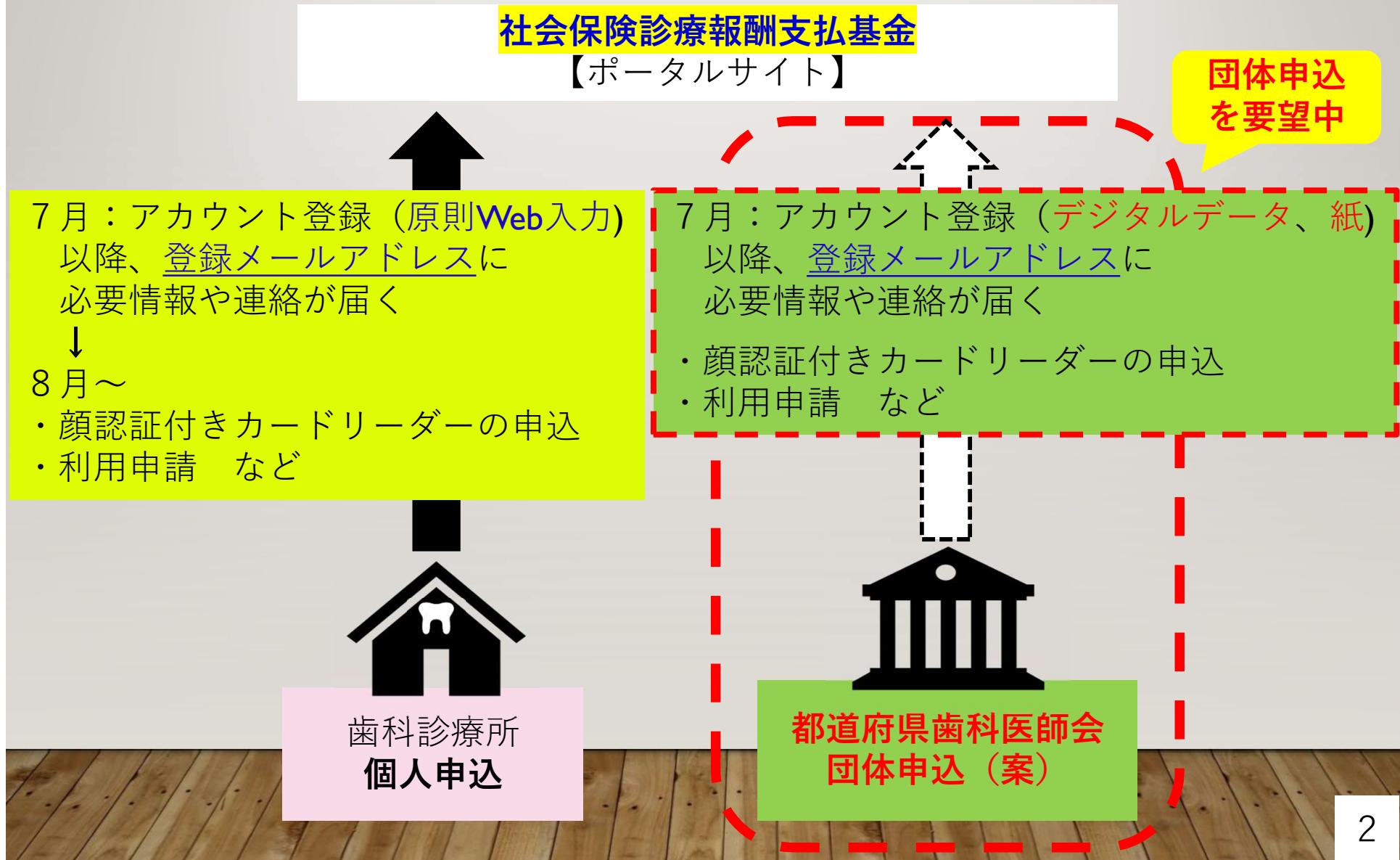
▶導入希望者は、アカウントの登録を行う。



8月：顔認証付きカードリーダーの申込予定

▶具体的な申込時期は、アカウント登録者に
メールでお知らせ。

オンライン資格確認等システムの 利用申請に向けて



オンライン資格確認を導入する
医療機関等には、
国から補助金※が交付されます。

- 顔認証付きカードリーダー：1台無償
 - 導入費用の**3/4 (32.1万円まで)**
が補助されます。
診療所の負担は**1/4**です。
- ※補助金は導入後に申請する予定
※詳細は交付要綱で示される予定

医療情報化支援基金（マイナンバーカード保険証利用等）

現状及び課題

- 技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、令和元年度において、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援する。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」を改正。令和元年10月1日施行）

【対象事業】

- ・当該基金の対象事業として、次の2つを予定している。（令和元年度予算：300億円、令和2年度予算：768億円）
 - ① オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援
 - ② 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援

- 今通常国会に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を提出し、顔認証付きカードリーダーを支払基金で一括調達し、医療機関及び薬局に配布（無償）することを予定。
- 令和2年3月に実施要領を定め、診療所、薬局は3/4補助、病院は1/2補助等とした。



今後の方針

- 令和3（2021）年3月からのオンライン資格確認の運用開始に向けて、具体的な支援内容等について検討を進める。
■マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備に係る全体スケジュール（令和元年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

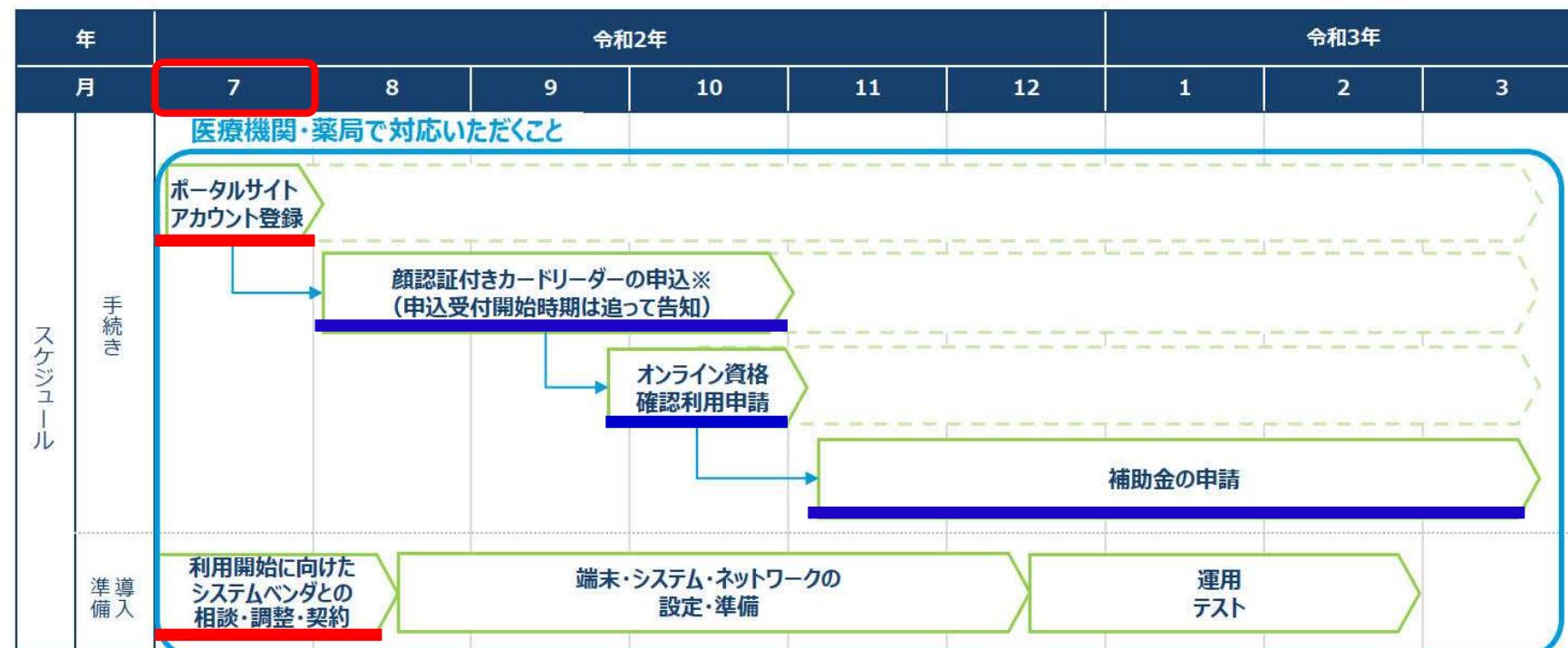


4. 利用開始に向けたスケジュール

オンライン資格確認や特定健診情報の閲覧は令和3年3月から、薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始されます。

オンライン資格確認を円滑に導入するため、医療機関・薬局での初期導入経費（システム改修等）については、医療情報化支援基金による補助金を活用できます。

支払基金が令和2年7月頃に医療機関・薬局向け専用ポータルサイトを開設する予定です。そのポータルサイトで、顔認証付きカードリーダーの申込、オンライン資格確認等システムの利用申請及び医療情報化支援基金の補助申請の受付を行います。



※ 顔認証付きカードリーダーのお申込時期はアカウント登録されている方にはメールでお知らせします。

厚生労働省保険局作成資料

オンライン資格確認の導入イメージ

ネット環境がない

(参考)

オンライン請求を実施していない
歯科医療機関 約8割

補助対象

ネット回線の導入など、
必要なネットワークの構築



無償



顔認証付き
カードリーダー

ネット環境がある

(参考)

オンライン請求を実施している
歯科医療機関 約2割

補助対象

既存のオンライン請求用
回線の改修費用



無償



4. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用の目安

(P) 費用について
要整理

オンライン資格確認のネットワークは、すでに医療機関・薬局で導入いただいているオンライン請求ネットワークの回線環境を利用します。

カードリーダー等の機器の導入や、レセコン等のシステム改修は、医療情報化支援基金による補助金を活用できます。また、資格確認端末に導入するアプリケーションソフトは、支払基金で準備し、各医療機関・薬局で無償でダウンロードできるようにします。

■診療所・薬局における一例

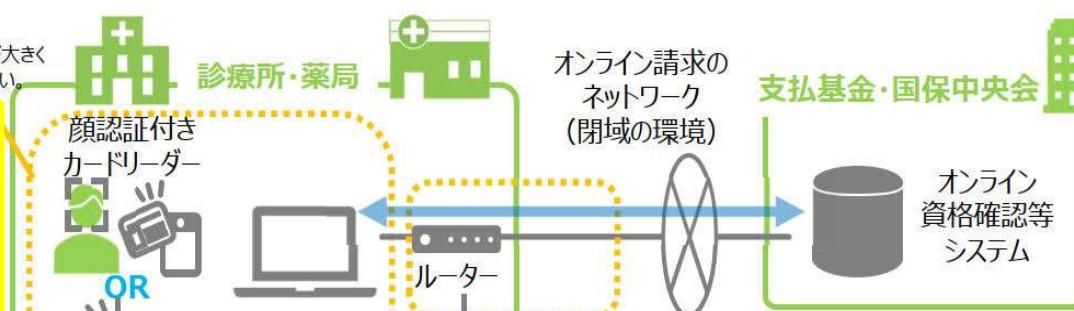
※病院の場合、システム導入状況やネットワーク環境が多種多様であり、費用が大きく変動するため、詳細は利用しているシステム/ネットワークのベンダにご相談ください。

①マイナンバーカードの読み取り・資格確認等のソフトウェア・機器の導入

資格確認端末	〇〇～〇〇円/台
カードリーダー	顔認証付き：〇〇～〇〇円/台 汎用：〇〇～〇〇円/台
アプリケーションソフト	支払基金より提供（無償）

③レセコン等の既存システムの改修

システム改修・導入作業	〇〇～〇〇円
-------------	--------



②ネットワーク環境の整備

オンライン請求NW導入済み	オンライン請求NW新規導入
ネットワーク設定作業等	〇〇～〇〇円
ルーター	〇〇～〇〇円
電子証明書	〇〇～〇〇円

※本費用は、厚生労働省からシステムベンダ等にヒアリングして回答を得たシステムベンダ等の平均した費用を示したものとなります。

※各医療機関・薬局のシステム導入状況やネットワーク環境によって費用は変動するため、詳細は利用しているシステム/ネットワークのベンダにご相談ください。

※「ネットワーク環境の整備」について、身近なところに回線終端装置（ONU）が設置されており、既存のオンライン請求端末と近接した場所（2～3m程度の範囲）にオンライン資格確認端末を設置するケースを想定したものであり、既存のLAN形態やネットワークベンダの料金体系によって費用は変動します。

※「レセコン等の既存システムの改修」は、診療所・薬局向けレセプトコンピュータ及び電子カルテシステム/調剤システムを対象としており、導入しているシステム構成により費用は変動するため、目安として示すものとなります。

3. 医療機関・薬局への補助

- 顔認証付きカードリーダーについては、今国会で提出予定の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が成立することにより、支払基金で一括調達し、医療機関及び薬局に配布（無償）とすることを予定しています。※ 現行法では下記の条件による補助とする整理
- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読み取り・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセコン、電子カルテ等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助します。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピューター、電子カルテ等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピューター、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局（大型チェーン薬局以外）
顔認証付きカードリーダー ※現行法の内容	1台導入する場合 9.9万円を上限に補助	2台導入する場合 19.8万円を上限に補助	3台導入する場合 29.7万円を上限に補助	1台 9.9万円を上限に補助	1台 9.9万円を上限に補助
補助の内容	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その3/4を補助

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

令和3年3月スタート
(予定)

令和2年6月時点

※本資料について、厚生労働省ホームページより
参照いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

健康保険証の資格確認が オンラインで可能となります

～オンライン資格確認導入の手引き～

【医療機関・薬局の方々へ】

令和2年6月
厚生労働省保険局